

12月10日は世界人権デー

～思いやり・心づかいという見える形にして～

世界人権デー・人権三法

12月10日は世界人権デーです。町でも、人権週間を位置づけ取り組んでいます。

平成28年度に、障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消法の「人権に関する三つの法律」(人権三法)が施行されました。

毎日のように

そこで、人権について書かれている新聞記事はどれくらいあるか、調べてみました。すると、驚くことに毎日と言っていいほど、人権に関する記事が掲載されています。

「SNS 子ども被害最多」

「LGBTのカップル 生産性がない」

「アイドル自殺『追い込んだ原因は』」

「強制不妊 日本に実在した残酷な法律」

「東京医科大等 不正入試問題」など、連日取り上げられています。どの記事も、人間としての存在と尊厳を無視していたり、相手の人権を軽んじていたり、

差別したりしています。相手に対して見下すような言動が、新聞記事の中から読み取れます。

法が出来てもすぐに解消しないことが、この問題の一番の課題かもしれません。

言葉のキャッチボール

しかし、新聞には人権に関するマイナスの記事だけではなく、心温まる記事もありました。10月にフリーアナウンサーの吉川美代子さんが行った講演の記事では、「コミュニケーションは言葉と言葉のキャッチボール」だから、「相手が誰かによって、言葉というボールの種類も距離感もスピードも、変えなければいけない。」そして、「生きた言葉になるか、単なる言葉の羅列になるかは、ボールの受け手である相手への思いやりがあるかどうかで決まる。」とおっしゃっています。

行為の意味

また、詩人の宮沢章二さんは、「行為の意味」という詩で、「心や思いは見えないけれど、心づか

いや思いやりという行為として見えるものになる。」とおっしゃっています。

「あたたかい心ややさしい思い」を、「思いやりや心づかい」という形にしていくことが、人権を大切に行っていることにつながるわけです。

行為にして

養老町は、人権擁護の町を宣言しています。人権三法や人権

養護の町宣言を意味あるものにしていくために、町民の誰もが安心して暮らせる町にするために、弱い立場の人に対するあたたかい心や少数者に対するやさしい思いを持ち、その心や思いを思いやりや心づかいといった行為として相手に届けていきたいものです。

「行為の意味」

宮沢章二

あなたの心はどんな形ですかと
人に聞かれても答えようがない
自分にも 他人にも心は見えない
けれどほんとうに見えないのであろうか

確かに心はだれにも見えないけれど
心づかいは見えるのだ
それは 人に対する積極的な行為だから

同じように胸の中の思いは見えないけれど
思いやりは見えるのだ
それは 人に対する積極的な行為なのだから

あたたかい心が あたたかい行為になり
やさしい思いが やさしい行為になるとき
「心」も「思い」も、初めて美しく生きる
それは 人が人として生きることだ

出典「行為の意味 青春前期のきみたちへ」ごま書房新社